

高等学校等就学支援金受給資格認定者の方へ

平成27年7月から平成28年6月分までの
~ 高等学校等就学支援金に関する手続きのお知らせ ~

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給資格認定を受けた方は、7月に『収入状況届出書（保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出書）』（以下「届出書」という。）を提出していただき、7月から来年6月分までの就学支援金の受給資格に該当（引き続き授業料が無償）するか否かの判断をすることになります。

届出書の記入方法については、この文書の2～3ページを参考にしてください。また、添付する書類については、4ページをよくお読みください。

届出書と添付の証明書等は一緒にお配りしている封筒に入れ、4ページに記載の学校が定める提出期限までに、必ず担任等へ提出してください。「奨学のための給付金」を申請される方は、同申請書も同封してください。

【引き続き就学支援金の受給対象となる方】

保護者等（親権者）の平成27年度の市町村民税所得割額が304,200円（父母共に所得を得ている場合は父母両方の合算額）未満の方又は平成27年1月1日現在生活保護を受給している方

届出書を申請期限内に提出しなかった場合は、7月分からの授業料を負担していただくこととなります。

【審査結果について】

平成27年10月上旬頃に学校を通じて通知予定

ご注意ください

所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認の上、申請書を記載してください。

仮に、保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は、支給を受けた者から、不正利得として受給額が徴収されます。

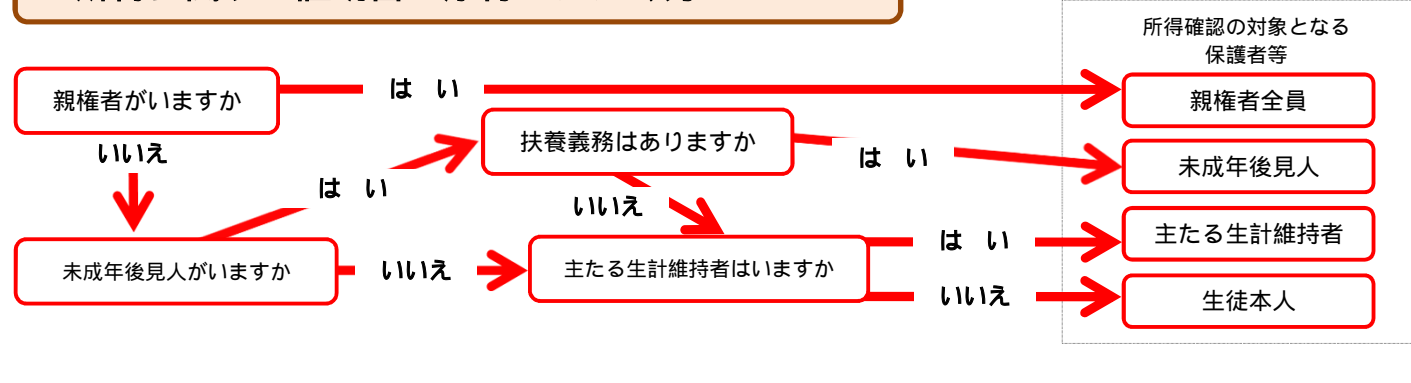
偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されることがあります。

<学校からの連絡欄>

【問い合わせ先】

大阪府立茨木工科高等学校
072-623-1331
大阪府教育委員会事務局
施設財務課 助成・会計グループ
06-6941-0351（内線6913・6914）

所得に関する証明書を添付いただく方



申請に必要な「所得を証明する書類」の例

今回の申請では、平成27年度の「市町村民税所得割額」を証明する以下の書類のいずれか1点の添付が必要です。

また、所得を証明する書類は、保護者（親権者）等の全員分の提出が必要となります。

市町村民税の課税（非課税）証明書の原本（全部の事項が記載されたもの）
（申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。）
市町村の税証明書窓口で発行されます。発行は有料です。コピーでの提出は不可です。

市町村民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し（納税義務者用）
サラリーマンの方に勤務先の事業所等が配付します。
提出はコピーで結構ですが、全体が1枚の用紙に写った原寸大のものをご提出ください。

市町村民税・府民税納税通知書の写し
自営業等の方に市町村から送付されます。
提出の際はコピーで結構ですが、複数ページの通知書の場合は全部のページの原寸大のコピーをご提出ください。

生活保護受給証明書の原本
市町村の生活保護担当窓口で発行されます。コピーでの提出は不可です。
平成27年1月1日現在において生活保護を受給していたことが証明できるものを添付してください。
（申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。）
証明書に「支給開始 平成 年 月 日から証明日現在まで支給中」と記載されている場合、記載された期間に「平成27年1月1日」が含まれている必要があります。

- 注) 1 「源泉徴収票」「確定申告書(控)」は市町村民税所得割額を証明する書類には含まれません。
2 保護者のうち片方(A)が、他方の保護者(B)の配偶者控除の対象者で、Bの市町村民税所得割額が30万円以下である場合は、Aの所得に関する証明書の添付は省略できます。
配偶者特別控除の場合は省略できません。
奨学のための給付金を併せて申請される場合は、省略できません。
3 奨学のための給付金を併せて申請される場合の生活保護受給証明書については、証明書に以下のすべての内容が確認できる記載のあるものが必要となります。
平成27年7月1日現在も生活保護を受給していること
受給世帯全員のお名前・生年月日
受給している扶助の種別（生業扶助など）

学校への申請書提出締切日：7月13日（月）

- ・申請書は、必ず黒または青のボールペンを使用し記入してください。
- ・間違えた場合は、二重線を引き新たに記入してください。（訂正印は不要です。）

1 申請書の記入年月日を記入してください。
平成27年7月中の日付を記入してください。

2 どちらか一方の 印を記入してください。

収入状況届出書
引き続き就学支援金を申請される方は、こちらに印を記入してください。
所得に関する証明書を添付して提出する必要があります。

申請（又は届出）しない
添付書類は不要ですが、**授業料の納付が必要になります。**

3 学校名・学年・組・生徒番号・ふりがな・生徒氏名を記入してください。
該当する課程の 印を記入してください。

4 生徒の生年月日・生徒の住所を記入し、保護者の方の昼間の連絡先を記入してください。

【オモテ面】

様式第1号（第3条第1項、第10条第2項並びに第11条1項及び第2項関係）
平成27年 7月 1日

大阪府教育委員会 殿
高等学校等就学支援金

該当する区に「レ」印を付けてください。

受給資格認定申請書
高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書
高等学校等就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

申請（又は届出）しない。
授業料を納付します。

記入上の留意点 以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者による代筆も可能です。
記入に当たっては、別紙の記入上の注意よく読んでから記入してください。

生徒が在学する学校の名称等	立 高等学校 1年 1組 1番
ふりがな	もんが たろう
生徒の氏名	姓 文科 名 太郎

生徒の生年月日 昭和 平成 11年 11月 11日

生徒の住所 〒540-8571 大阪 府 大阪市中央 区 大手前2丁目1-22

保護者等の昼間連絡先 (090) 1234 5678

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記載不要。）

現在の学校の在学期間	学校名 立	平成 年月日 (うち支給停止期間等) 平成 年月日 - 平成 年月日	学校の種類・課程・学科
過去の学校の在学期間	学校名 立	平成 年月日 (うち支給停止期間等) 平成 年月日 - 平成 年月日	学校の種類・課程・学科

過去の学校の在学期間が複数ある場合は、別紙に記載してください。
裏面も必ず記入してください。

「申請（又は届出）しない」の 印を記入された方は、ここまでの記入で結構です。
「収入状況届出書」の 印を記入された方は、**ウラ面も記入してください。**

今回は、この欄の記入は不要です。

5 「月1日時点」の には7を記入してください。
7月～6月（当該年度の課税証明書等）の 印を記入してください。

6 家庭の状況により(2)～、(3)～のいずれかの 印を記入してください。

【ウラ面】

【2. 保護者等の収入の状況について】
保護者等の 7月1日時点における状況は でありです。（欄は申請・届出を行う月を記入）

(1) 就学支援金の支給時期の区分（該当するものを選択。）
4月～6月（前年度の課税証明書等） 7月～6月（当該年度の課税証明書等）

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。（ から までのいずれかに印を付けてください。）

親権者がいる場合	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分
	<input type="checkbox"/> 親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
	<input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税を課されたとしても所得制限の要件に影響がないことが明らかの場合
	<input type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合
親権者がいない場合	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 (親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

未成年後見人の「所得に関する証明書」を添付する場合
こちらの と左の (の横) の2箇所に印を記入してください。

海外赴任等により、親権者1名のうち「所得に関する証明書」が添付できない場合
親権者の一方が海外赴任などの理由により平成26年1月1日現在日本国内に在住しておらず市町村民税が課税されていない場合は、こちらの と左の (の横) の2箇所に印を記入してください。

離婚、死別等により親権者が1名の場合
・やむを得ない理由により親権者1名の「所得に関する証明書」が添付できない場合
こちらの と左の (の横) の2箇所に印を記入してください。
「やむを得ない理由」とは、次の場合のことをいいます。
行方不明、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情でその親権者の所得に関する証明書が提出できない場合

主たる生計維持者の「所得に関する証明書」を添付する場合
左の (の横) に印を記入してください。
この場合は、所得を証明する書類に加え、生徒の健康保険証の写しなど扶養関係を証する書面の添付が必要となります。

生徒本人の「所得に関する証明書」を添付する場合
左の (の横) に印を記入してください。

生徒が施設入所者で、保護者等の「所得に関する証明書」が提出できず、生徒も収入がない場合
こちらの 印を記入してください。

保護者（親権者）全員が海外に在住しており、「所得に関する証明書」を添付できない場合
こちらの 印を記入してください。

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。（又は のいずれかに印を付けてください。）

<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
<input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合

(4) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄（(3)の場合は記載不要。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
文科 学	父	文科 省子	母

【3. 確認事項】
高等学校等就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

「学校受付日」の欄は、記入不要です。
学校受付日 平成 年 月 日（学校において記入）

7 所得に関する証明書を添付する方の氏名と続柄を記入してください。

【記入例】

(4) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄 ((3)の場合は記載不要。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
文科 学	父	文科 省子	母

(4) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄 ((3)の場合は記載不要。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
文科 勲	伯父		